

冬の防災特集

冬の災害に備えて

近年、冬季の異常気象により近隣の町や津別町内でも人命に関わる被害や事故が相次いでいます。決して他人事にせず、冬の災害への備えと、いざというときの対処方法について知識を深めましょう。

《ご家庭での備えと心がけ》

- ・気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは外出を避けましょう。
- ・停電に備えて懐中電灯、携帯ラジオ、電気を使わない暖房器具などの準備をしておきましょう。



▲平成 22 年 1 月の大雪の様子

- ・F F式暖房機の給排気口が雪でふさがれないよう確認しましょう。
- ・外出できない状況に備えて食糧や飲料水などを備蓄しておきましょう。
- ・屋根への積雪は、落雪によるけがや事故、避難経路の断絶などを招くおそれがあります。また、冬季に地震が発生すると、家屋倒壊の要因にもなります。屋根の積雪は取り除くようしましょう。
- ・暴風雪の中を除雪車両や緊急車両が往来することがあります。目立つ服装であつても非常に危険を伴いますので、視界が悪いときの外出は避けましょう。

《やむを得ず車で外出するとき》

- ・道路状況に応じた無理のない運転を心掛けましょう。
- ・冬期間は天気の急変で車が立ち往生する可能性があるため、防寒着、長靴、手袋、スコップ、スノーヘルパー、牽引ロープなどを車に常備しておきましょう。
- ・十分に燃料があることを確認するとともに、万一に備えて飲料水や非常食を用意しましょう。
- ・危険を感じたら、無理をせず最寄りの「道の駅」や「コンビニエンスストア」「ガソリンスタンド」などで天気の回復

道内道路情報サイト・インフォメーションダイヤル	
北海道防災情報システム	http://www.bousai-hokkaido.jp
北の道ナビ	http://northern-road.jp/navi/
道路交通情報センター インフォメーション ダイヤル	北海道地方・札幌方面 ☎ 050-3369-6601
	北海道地方高速情報 ☎ 050-3369-6760
	北見方面 ☎ 050-3369-6654
	釧路方面 ☎ 050-3369-6653
	旭川方面 ☎ 050-3369-6652
函館方面 ☎ 050-3369-6651	
携帯短縮ダイヤル (携帯電話・PHS専用) ☎ #8011	

《吹雪で車が動けなくなったとき》

- ・大雪や吹きだまりなどにより車が立ち往生した時は、道路緊急ダイヤル（短縮ダイヤル#9110）やJAFなどのロードサービス、近くの人家などに救助を依頼してください。また、ハザードランプを点灯させ車が目立つようしてください。

《警報が発表されたら注意を》

■暴風雪警報

平均風速がおおむね20メートルを超える暴風雪（地吹雪）によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想された際に発表されます。

■暴風雪特別警報

数十年に一度の強さの低気圧により、風速が30〜40メートル以上にもなる暴風と雪で甚大な被害が生じることが想定される場合に発表されます。

■大雪特別警報

数十年に一度の積雪がある状態で、さらにまとまった降雪があると予測される場合に発表されます。

問い合わせ先

総務課庶務グループ
☎ 76-2151 (内線208)

早期の作業にご理解を

除雪の出動基準はおおむね10cmとし、早朝3時頃から出動します。騒音や振動でご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をお願いします。

路上駐車はやめて

路上駐車は、除雪作業への支障ばかりではなく、交通事故につながるおそれがあります。絶対しないでください。

故障などでやむを得ない場合は、除雪車や他の車に分かるような措置を取りましょう。そしてできる限り速やかに移動してください。

※「路上駐車」は法律で禁止行為とされています（自動車の保管場所の確保等に関する法律：三月以下の懲役、又は二十万円以下の罰金）。

道路に物を置かないで

自宅や車庫出入口に車両用スロープ台や看板用ブロックなどを置かないでください。作業の支障や事故の原因となります。

歩道に雪を出さないで

車道や歩道に出された雪がよく見られます。車道や歩道に雪が出されると、わだちが生じてハンドルが取られたり、歩行者（多くは子どもやお年寄り）が車道を歩かざるを得ないなど、危険な事態につながります。

※「道路への雪出し」は法律で禁止行為とされています（道路交通法：三月以下の懲役、又は五万円以下の罰金）。

除雪車に近づかないで

除雪では常に『安全』を意識して作業を行っています。除雪車は音も大きく、後方などに死角が多いことから大変危険です。絶対に近寄らないでください。特に子どもに対するご指導をお願いします。

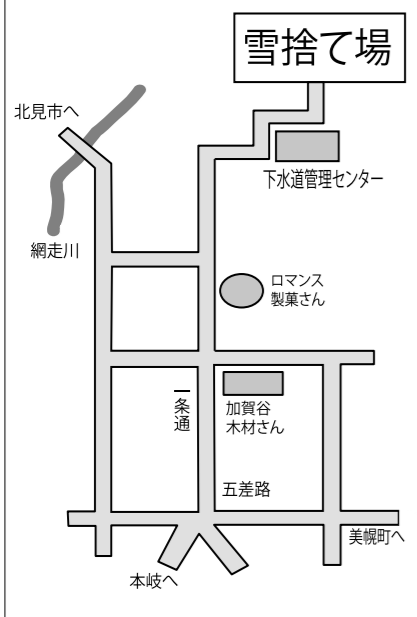
また、排雪のときに除雪車に向かって雪を出すこともおやめください。除雪車に近づくことになり、大変危険です。ご家庭や事業所敷地内または指定の雪捨て場（場所は上図のとおり）に搬出してください。



除雪作業にご理解とご協力をお願いします

町では皆さんの「意見やご要望を念頭に置いて、安全で迅速、効率的な除排雪を行っています。しかし、行政だけの除雪には作業に限界があり、町民の皆さん一人ひとりの「ご理解と地域ぐるみの協力が不可欠です。いよいよ除雪のシーズンが到来です。次のことについて、今年も皆さんのご協力をお願いします。」

雪捨て場案内図



除雪に関する問い合わせは

- ・国道に関すること
北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所
☎ 0157-3612281
- ・道道に関すること
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課
☎ 0152-410742
- ・町道に関すること
役場建設課 ☎ 76-2151
除雪センター ☎ 76-2739